



## 第 1 章

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画の策定にあたって

本市では、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、生涯にわたっていきいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざすため、平成 20 年（2008 年）3月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開してまいりました。

しかしながら、取組の成果はあったものの、依然として根強い固定的性別役割分担意識<sup>※</sup>など男女共同参画に関する様々な課題が残る中、社会は本格的な少子高齢化の時代に入り、世帯構成の変化や地域経済の担い手不足、貧困など格差の拡大といった新たな局面を迎えています。

このような中、国は平成 25 年（2013 年）6月に成長戦略の柱の一つに「女性の活躍」を位置づけ、平成 27 年（2015 年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性活躍が経済の持続的発展に不可欠であることを明示しました。

本市の「宇陀市総合計画」に掲げる基本目標「一人ひとりが輝き個性・創造を育むまち」の実現においても、男女が意欲と能力に応じて生き生きと働ける環境づくりの実現を重要な施策の一つに位置づけています。

このたび、平成 29 年度（2017 年度）で宇陀市男女共同参画計画の期間が満了となることから、計画の実績を基に点検と見直しを行い、本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、『宇陀市男女共同参画計画（第2次）』として策定するものです。

### ※固定的性別役割分担意識

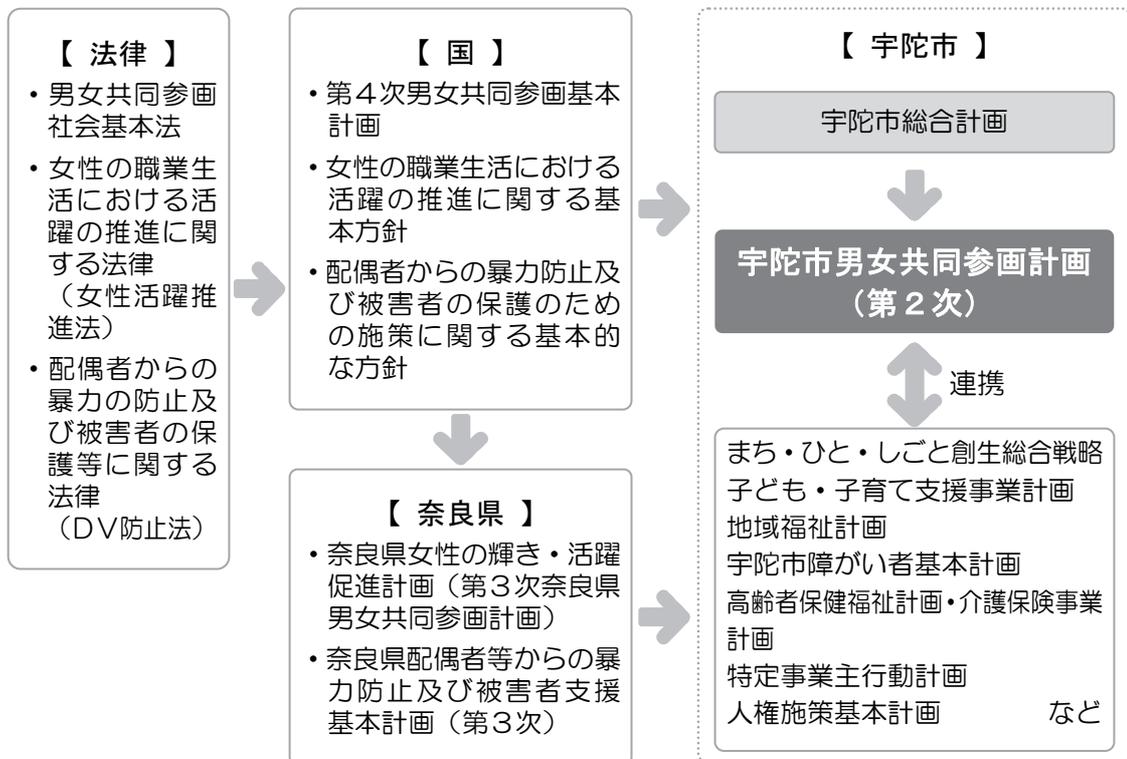
「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

## 2

### 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「宇陀市女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」※第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「宇陀市DV対策基本計画」として位置づけます。

また、本計画は、「宇陀市総合計画」を上位計画として、福祉・教育・まちづくりなどの各分野で定める個別計画との整合性・連携を図り策定するものです。



## 3

### 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

#### ※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、平成27年（2015年）8月に成立。10年間の時限立法。平成28年（2016年）4月1日から、301人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。常時雇用する労働者が300人以下の民間事業所については努力義務。

#### ※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止、および被害者の保護を図ることを目的とする法律。

## 4 世界・国の動き

### (1) 世界の動き

#### ① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年（1976 年）から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和 54 年（1979 年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

平成 7 年（1995 年）に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年（2000 年）の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年（2015 年）の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

### (2) 国の動き

#### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和 52 年（1977 年）に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62 年（1987 年）に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年（1996 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17 年（2005 年）に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。平成 22 年（2010 年）12 月には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成 27 年（2015 年）に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の活躍促進に向けた男性中心型労働慣行等の変革や困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策等といった、更なる男女共同参画に向けての取組が進められています。

## ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年（1985 年）の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会※づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。さらに、平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を制定し、女性の個性と能力を十分発揮して職業生活において活躍できるよう推進しています。

## ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年（2000 年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）、平成 26 年（2014 年）と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、区市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて取組の充実を図っています。

## ④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス※”の取組

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組があります。これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年（2007 年）に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22 年（2010 年）には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、政府・労働者団体（連合など）・使用者団体（経団連など）トップによる新たな合意が形成されています。

### ※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

### ※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別や年齢などに関わらず誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで選択・実現できる状態のこと。

## 5 奈良県の動き

奈良県では、平成 13 年（2001 年）に男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女平等実現の基盤となる「奈良県男女共同参画推進条例」を公布・施行し、平成 14 年（2002 年）には「なら男女共同参画プラン 21（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版））」（平成 14 年度（2002 年度）～平成 17 年度（2005 年度））を策定しました。その後、平成 18 年（2006 年）に「なら男女 GENKI プラン（奈良県男女共同参画計画（第 2 次））」（平成 18 年度（2006 年度）～平成 27 年度（2015 年度））を策定しています。

平成 28 年（2016 年）には、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」（平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度））を策定し、「奈良県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会を実現します」を基本理念に掲げ、施策を推進しています。

## 6 宇陀市の動き

本市は平成 18 年（2006 年）1 月に、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の 4 町村の合併により誕生しました。これまでも旧町村において、啓発事業等、それぞれに男女共同参画推進に向けての取組を進めてきていました。

本市においては、市民環境部人権施策課（現：人権推進課）が男女共同参画政策を所管し、平成 18 年（2006 年）3 月に「宇陀市男女共同参画講演会」を開催し、12 月には「宇陀市男女共同参画計画策定委員会」を発足させ、本計画の策定に向けて協議を行ってきました。また、平成 19 年（2007 年）2 月に「男女共同参画社会をめざす住民意識実態調査」、3 月に「小中学生男女共同参画社会をめざすアンケート調査」を実施し、幅広い年齢層の男女共同参画に対する意識の把握を行いました。その後、これらの調査等をともに、平成 20 年（2008 年）3 月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成 29 年度（2017 年度）で、この「宇陀市男女共同参画計画」が満了することから、平成 29 年（2017 年）2 月に市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、これらの調査結果及び今までの事業の進捗状況等を勘案し、新たな「宇陀市男女共同参画計画（第 2 次）」を策定しました。